

ID: 237

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例施行規則 第9条第1項		
例 規 番 号	昭和48年規則第5号		
【根拠条文】 (受給者証の再交付) 第9条 対象者は、受給者証を紛失した場合及び破損又は汚損により使用できなくなつたときは、福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)により市長に受給者証の再交付を申請することができる。 2 受給者証を破損又は汚損したときの前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。 3 対象者は、受給者証の再交付を受けた後において紛失した受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日